

令和7年陸別町議会12月定例会会議録（第1号）

招集の場所		陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和7年12月2日 午前10時00分			議長	久保広幸	
	散会	令和7年12月2日 午後1時31分			議長	久保広幸	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名		出席等の別	議席番号	氏名	
出席 7人	1	濱田正志	○				
欠席 0人	2	三輪隼平	○				
凡例	3	渡辺三義	○				
○ 出席を示す	4	工藤哲男	○				
▲ 欠席を示す	5	中村佳代子	○				
× 不応招を示す	6	谷郁司	○				
▲○ 公務欠席を示す	8	久保広幸	○				
会議録署名議員	中村佳代子		谷郁司				
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 請川義浩			主査 竹島美登里			
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町長	本田学	教育長	有田勝彦			
	監査委員	村本和弘	農業委員会長	佐藤直人			
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	今村保広	会計管理者	庄野勝政			
	総務課長	丹崎秀幸	町民課長	本間希			
	産業振興課長	菅原靖志	建設課長	山崎誠			
	保健福祉センター主幹	前田智美	保健福祉センター主幹	向井啓			
	国保閑寛斎診療所主幹	(向井啓)	総務課参事	瀧澤徹			
	総務課主幹	清水遊					
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教委次長	瀧澤勇二					
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	遠藤克博					
選舉管理委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名							
議事日程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第64号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
4	議案第65号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
5	議案第66号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
6	議案第67号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
7	議案第68号	陸別町議会議員及び陸別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
8	議案第69号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
9	議案第70号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例
10	議案第71号	陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例
11	議案第72号	令和7年度陸別町一般会計補正予算(第4号)
12	議案第73号	令和7年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)
13	議案第74号	令和7年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)
14	議案第75号	令和7年度陸別町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
15	議案第76号	令和7年度陸別町公共下水道事業会計補正予算(第2号)

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前 10 時 00 分

○事務局長（請川義浩君） 御起立願います。

おはようございます。

町民憲章を斎唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

お座りください。

---

#### ◎開会宣言

○議長（久保広幸君） ただいまから、令和7年陸別町議会12月定例会を開会します。

空井保健福祉センター次長兼国保診療所事務長より、欠席する旨及び庄野会計管理者より、午後から退席する旨、報告がありました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（久保広幸君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

---

#### ◎町長行政報告

○議長（久保広幸君） 町長から行政報告の申出があります。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 10月14日第5回臨時会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしております書面のとおりの内容であります。口頭で1件御報告申し上げます。

11月3日、庁舎大会議室にて、陸別町功労者表彰式を挙行いたしました。

久保議長外来賓の皆様が御列席の中、今年度は町の自治振興に御尽力されました3名の方が自治功労賞、民生の安定と公共の福祉の増進に寄与されました3名の方が社会功労

賞、町に多額の御寄附頂いた方 1 名に寄附篤行表彰、合わせて 7 名の方が受賞されました。

長年町政の発展や振興のために御尽力いただきました受賞者の皆様には、改めて感謝の気持ちと今後の御活躍を御祈念申し上げたところであります。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

---

#### ◎教育関係行政報告

---

○議長（久保広幸君） 次に、教育長から教育関係行政報告の申出があります。

有田教育長、登壇願います。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 陸別町議会 9 月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告につきましては書面のとおりであります。書面の中から 1 件御報告いたします。

学校の学年閉鎖についてであります。

陸別中学校ではインフルエンザの感染が広がり、発熱やせき等の風邪症状による欠席生徒が複数見られることから、第 2 学年は 11 月 26 日から 28 日まで 3 日間学年閉鎖となりました。今後、引き続き感染症対策など児童生徒の体調管理を徹底し、円滑な学習活動が行われるよう取り組んでまいります。

以上で、教育関係の行政報告を終わります。

○議長（久保広幸君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告に係る一般質問の通告は、本日午後 5 時までに提出してください。

---

#### ◎開議宣告

---

○議長（久保広幸君） これより、本日の会議を開きます。

---

#### ◎日程第 1 会議録署名議員の指名

---

○議長（久保広幸君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、5 番中村議員、6 番谷議員を指名します。

---

#### ◎日程第 2 会期の決定の件

---

○議長（久保広幸君） 日程第 2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、11 月 28 日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

三輪委員長、登壇願います。

○2番（三輪隼平君）〔登壇〕 令和7年陸別町議会12月定例会の運営について、11月28日に開催しました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について報告いたします。

今定例会においては、町長から事前に配付のありました議案は、条例の一部改正8件、補正予算5会計の合わせて13件であります。

議会関係では、一般質問4名、選挙管理委員及び同補充員選挙及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案の件数、内容などを総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から12月4日までの3日間とし、4日を予備の日とすることに決定いたしました。

次に、議案の一括議題についてであります、議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては、一括して行うことにいたしました。

よって、議案第64号から議案第67号までの条例の一部を改正する条例4件、議案第72号から議案第76号までの令和7年度各会計補正予算5件については、従前の例と同様に、提案理由の説明は一括して受けることとし、質疑、討論、採決は、各議案、各会計ごとに行うことになりました。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（久保広幸君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から12月4日までの3日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月4日までの3日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題等会議の進め方については、議会運営委員長の報告のとおり行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認め、そのように行うことになりました。

---

◎日程第 3 議案第64号職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例

◎日程第 4 議案第65号特別職の職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例

◎日程第 5 議案第 66 号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

◎日程第 6 議案第 67 号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長（久保広幸君）　日程第3　議案第64号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第6　議案第67号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例まで、4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田　学君）〔登壇〕　議案第64号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、令和7年8月7日の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与等が改正される見込みであること等に伴い、所要の改正するものであります。

続きまして、議案第65号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

続きまして、議案第66号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

続きまして、議案第67号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、令和7年8月7日の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与等が改正される見込みであること等に伴い、所要の改正をするものであります。

以上、4件を一括して提案いたします。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君）　丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君）　それでは、議案第64号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案集は、1ページから11ページとなります。

本条例は、令和7年8月7日の人事院勧告に基づくものとなっております。

改正は大きく4点ございまして、1点目として、給料表の改定で、給料の増額。平均改定率は3.3%です。行政課題の複雑化、多様化や人材確保の厳しい状況を踏まえまして、初任給を大幅に引き上げるほか、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を上回る引き上げしております。

2点目は、期末手当の改定及び勤勉手当の改定、それぞれ0.025月分の増となります。

3点目としまして、宿日直手当の改定で、各宿日直手当を300円の増、なお、診療所医師については1,500円の増額となっております。

また、4点目につきましては、通勤手当の改定で、距離に応じて200円から7,100円の範囲で引き上げ、さらに距離区分の増設を行っております。

それでは、議案説明書、資料ナンバー1-1を御覧ください。

上段、1の部分です。8月7日の人事院勧告の概要につきましては、ただいま申し上げた内容です。給料表につきましては、給料表1から3までが改定となります。適用は令和7年4月1日からとしております。

期末・勤勉手当につきましては、年間合計で4.6月を4.65月とする内容となっております。適用は、令和7年12月1日としております。

なお、期末手当、勤勉手当につきましては、年間でそれぞれ0.025月増としておりますが、今年度に限り増額分を12月期に支給し、令和8年4月1日以降は、6月期と12月期の年2回の手当支給に合わせ、0.0125月ずつ増となるよう再配分によって調整をしております。

再任用職員につきましては、期末手当、勤勉手当の改定がそれぞれ0.025月の増となります。年間の支給合計は2.45月です。今年度に限り、増額分を12月期に支給し、令和8年4月1日からは、6月期と12月期に0.0125月ずつ増となるよう、職員と同様の調整を行います。

宿日直手当、通勤手当もそれぞれ引き上げとする改定です。

それでは、資料ナンバー1-3に移ります。

改正条文ごとに説明いたします。

まず、第1条、①におきまして、宿日直手当を表のとおり改定いたします。診療所の医師につきましては2万1,000円から2万2,500円へ、1,500円の増。同じく看護師は7,400円から7,700円へ、300円の増などとなっております。

②に移ります。②といたしまして、自動車等を使用する職員の通勤手当を表のとおり改定いたします。改定幅は200円から7,100円となります。

③として、給料表の改定です。一例を申し上げますと、給料表1の行政職員の大卒初任給につきましては、1級25号俸、現行の22万円から23万2,000円へ、1万2,000円の増額となります。

以上、①から③につきましては、令和7年4月1日の適用です。

次に、資料の下段に行きます。

第2条の改正になりますが、①として、期末手当と勤勉手当の支給月数の引上げとなります。先ほど概要で説明したとおり、それぞれ0.025月分の増となります。

その結果、職員は令和7年12月の期末手当が1.275月、勤勉手当が1.075月となります。1枚めくっていただき、資料ナンバー1-4になります。再任用職員の令和7年12月の期末手当は0.725月、勤勉手当は0.525月となります。

②に移ります。こちらは町独自の規定であります、管内の自治体に同様の定めがございます。56歳以降の昇給制度についての取扱いですが、同年齢の職員間において差が発生しないよう基準を統一する改正です。年度によって、統一することで、いわゆる同学年で同じ取扱いとなるようにしております。

以上、①と②は令和7年12月1日適用です。

次に、中段、第3条になります。

第3条は、令和8年4月1日から適用となる改正です。

①といたしまして、期末手当と勤勉手当の引上げ分を分割し、6月と12月に再配分します。それぞれ0.0125月分を12月から6月へ移動させることにより、年間支給月数を変えずに、6月と12月の支給月数を同じにしております。

次ページ、資料ナンバー1-5を御覧ください。

②として、自動車等を使用する職員の通勤手当について、現行の支給区分の最大を片道60キロメートル以上から100キロメートル以上へ増やすものであります。これにより、使用距離が片道100キロメートルを超える場合の支給金額が6万6,400円となります。そのほかの区分は表のとおりとなります。

以上が第1条から第3条までの説明です。

なお、附則では、ただいま説明いたしました改正の適用時期を定めるとともに、支給済みの給与を内払いとする規定を設けております。

また、資料ナンバー2-1から2-6までは新旧対照表となります。

表の右側が現行で、左側が改正案となります。下線部分が改正箇所となりますので御参考いただきたいと思います。

それでは、議案集にお戻りください。改正の内容及び附則につきましては、ただいま説明したとおりでございますので、条文及び附則の朗読は省略させていただきます。

以上で、議案第64号の説明とさせていただき、続きまして、議案第65号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は12ページとなります。

本改正は、職員の給与に関する条例の一部改正に伴うものであります。議案説明書は資料ナンバー3となります。説明資料を御覧ください。中段の（改正内容）となっている部分です。

①といたしまして、期末手当の支給月数を、一般職である職員の期末・勤勉手当と同様の年間4.65か月とするものであります。内訳としましては、6月と12月にそれぞれ0.025月引き上げて、2.325月とするものでありますが、第1条により、今年度は、12月期の期末手当を0.05月引き上げて2.35月とし、第2条で、職員と同様に、令和8年4月1日以降は、6月と12月にそれぞれ0.025月ずつ増えるよう再配分しております。これらは附則において実施時期を定めております。

なお、議案説明書、資料ナンバー4は、新旧対照表となりますので御参考いただきたい

と思います。

それでは、議案集12ページにお戻りください。

改正の内容につきましては、ただいま説明したとおりですので、こちらも条文の朗読は省略し、附則を読み上げます。

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

以上で、議案第65号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第66号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案集は1枚めくつていただきまして、13ページとなります。

本改正は、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴うものであります。議案説明書は、先ほどと同じく資料ナンバー3になります。

この改正は、特別職と同じ内容の改正となりまして、期末手当を年4.6.5月とするものです。増額となる0.05月は、今年度に限り12月に支給し、令和8年4月1日以降は、再配分によって6月期と12月期がそれぞれ2.3.2.5月となる改正です。

また、附則も特別職と同様に、施行期日等を定めております。

なお、議案説明書、資料ナンバー5は新旧対照表ですので、御参照いただきたいと思います。

それでは、議案集13ページに戻ります。

改正の内容及び附則につきましては、ただいま説明したとおりでございますので、条文及び附則の朗読は省略させていただきます。

以上で、議案第66号の説明とさせていただき、続きまして、議案第67号に移ります。

議案第67号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案集は14ページから26ページとなります。

まず、14ページを御覧いただきたいと思います。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。別表第1から別表第4までを次のように改めるということで、別表は次ページ、15ページから25ページとなります。

内容は、人事院勧告に基づく給料表の改正であり、国に準拠したものとなっております。それぞれの表の詳細については、説明を省略させていただきますが、一例を申し上げますと、議案集15ページ、別表第1となっておりますが、行政職給料表の1級25号俸、大卒初任給相当で1万2,000円増の23万2,000円となりまして、職員の給料と同様の改定となります。

それでは、飛びまして、議案集26ページまで進みます。

附則を読み上げます。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上で、議案第67号の説明を終わります。

これで、議案第64号から議案第67号まで、一括の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（久保広幸君） これから、議案第64号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番 渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） 議案集の10ページの中間に記載されておりますが、18条の第2項第2号について伺います。2点ほど質問させていただきます。

今回、通勤手当の支給区分ということで、増設に当たりまして、本町職員の中で該当者は出てくるのかどうか。

それともう1点については、関連になりますけれども、本町の職員の中で、陸別町外からの通勤者は現在何人ぐらいいるのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） ただいまの御質問、議案集の10ページの改定内容についてということでございますが、こちらの改定は、来年、令和8年4月以降に、現在の自動車通勤の距離区分を60キロメートルが最大だったものを100キロメートル以上まで区分を増設するもの改正となっておりまして、こちらに該当する、いわゆる65キロメートル以上の通勤距離を要する職員、該当者がいるかという御質問だと思いますが、現在のところこの区分に該当する職員はおりません。

それから、二つ目の御質問の、現在、町外から通勤している職員が何人いるのかということですが、現在、町外からということで、30キロメートル以上の区分に該当する職員が1名、35キロメートル以上に該当する職員が1名、45キロメートル以上に1名、50キロメートル以上に2名ということで、合計5名の職員が町外から通勤している状況になっております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第64号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第65号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第65号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第66号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第66号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第67号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第67号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 7 議案第68号陸別町議会議員及び陸別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長（久保広幸君） 日程第7 議案第68号陸別町議会議員及び陸別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第68号陸別町議会議員及び陸別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてですが、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行され、国政選挙における選挙公営限度額が引き上げられたことに伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 議案第68号陸別町議会議員及び陸別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は27ページ、議案説明書、資料ナンバー6になります。

公職選挙法の規定により、選挙運動に要する経費のうち、自動車の費用、ビラの作成費用、ポスターの作成費用は公費で負担することとされておりますが、このうちビラの作成費用について上限単価を改正しようとするものです。

第8条になりますが、ビラの1枚単価は、令和4年の前回改正で7円51銭から7円73銭へ引き上げておりましたが、今回さらに8円38銭へ上限単価を引き上げるもので

す。

こちらは、公職選挙法施行令の改正に伴うものでありますと、国政選挙における規定と同額となります。

なお、附則において、適用についての経過措置を定めた上で、施行日を公布の日からとしております。

改正の内容及び附則につきましては、ただいま説明したとおりでございますので、条文及び附則の朗読は省略させていただきます。

大変雑駁ではございますが、以上で、議案第68号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第68号陸別町議会議員及び陸別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 8 議案第69号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び  
費用弁償に関する条例の一部をする条例

---

○議長（久保広幸君） 日程第8 議案第69号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君） [登壇] 議案第69号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費

用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正され、国政選挙の執行経費における選挙長等の報酬の額が改正されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 議案第69号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案集は28ページとなります。

議案説明書により説明いたしますので、資料ナンバー7を御覧ください。

新旧対照表になります。右側が現行で、左側が改正案となります。

別表第1の部分ですが、選挙に関係する各特別職職員の報酬について、表のとおり改定しようとするものです。これは、国政選挙における執行経費について、選挙長等の報酬の額が引き上げられたことに伴うものであります。

この改定により、選挙長・開票管理者の報酬額は1万2,200円へ引き上げられます。同様に、投票管理者は1万4,500円に、投票立会人、選挙においては、立会人と呼称しておりますので、投票立会人と呼びますが、こちらは1万2,400円、選挙開票立会人においては1万100円に、それぞれ引き上げられます。

なお、附則では、施行日を公布の日からとしており、施行日以後に告示される選挙から適用するとした経過措置を設けております。

それでは、議案集28ページへ戻ります。

改正の内容及び附則につきましては、ただいま説明したとおりでございますので、条文及び附則の朗読は省略させていただきます。

雑駁でございますが、以上で、議案第69号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第69号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 9 議案第70号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行  
等に伴う関係条例の整備に関する条例

---

○議長（久保広幸君） 日程第9 議案第70号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第70号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例についてですが、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うことも家庭庁関係内閣府令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター主幹に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 前田保健福祉センター主幹。

○保健福祉センター主幹（前田智美君） それでは、議案第70号の説明をさせていただきます。

今回改正する条例につきましては、いずれも自治体が条例で定めるに当たり、法律上参考すべき基準である内閣府令に従って制定しているものであることから、内閣府令の改正が行われた場合に、同内容の条例改正を行うものであります。今般2本の改正内閣府令が施行されたことにより、関係する四つの条例について、4条立ての一括条例で改正しようとするものです。

四つの条例に共通する改正事項としまして、児童福祉法において、国家戦略特別区域内に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する改正が行われ、この改正により、条例制定の基準とすべき内閣府令も改正されたことから、地域限定保育士に関する規定を設ける、または改正する内容が共通する事項であります。

ちなみに、地域限定保育士とは、都道府県、指定都市を単位として、保育士の確保のための措置を講じても、なおその区域内において保育士が不足するおそれが大きいとき、保育士以外のものとして必要な知識・技能を有するかどうかを判定するための試験の方法等について、内閣総理大臣に申請し、認定された都道府県等が行う試験に合格した者が当該都道府県等の国域内に限って、なりわいとして保育を行うことができる地域限定保育士と

して登録された者を言います。

このほか、各条例の個別の改正内容については、この後、条ごとに御説明いたします。それでは、新旧対照表を用いて説明させていただきますので、議案資料ナンバー8-1をお開きください。

右の欄が現行条例、左の欄が今回改正しようとするものです。

第1条、陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の改正についてですが、第12条、下線部、現行は、「法第33条の10各号」のところ、改正案は、「第33条の10第1項各号」とし、法第33条に、第2項、第3項が追加されたことによる条項番号の整理をするものです。

第17条第2項、下線部につきましては、健診の一部または全部を行わないことができるものとして、現に規定されている表上段の健診に加えまして、市町村が行う1歳6か月児、3歳児健診が追加されたことによる改正です。

第23条第2項、下線部は、定義に関する法条文の引用について文言整理をするもので、これに関連しまして、次ページの資料8-2を御覧ください。

前のページから引き続きまして、下線部、23条、29条、31条、44条、47条については、地域限定保育士の規定を追加するものです。

続きまして、第2条、陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の改正についてですが、次ページの資料ナンバー8-4を御覧ください。

先ほどの説明と同じですが、下線部、現行は、「第33条の10各号」のところ、改正案、「第33条の10第1項各号」とし、以下の括弧内は、虐待の禁止に関し、各施設の根拠法の条項を加筆するものです。

続きまして、第3条、陸別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の改正についてですが、第10条第3項第1号の下線部につきまして、国家戦略特別区域法に基づく規定を一般制度化された地域限定保育士に改めるものです。

第12条、先ほども御説明いたしましたが、下線部、現行は、「第33条の10各号」のところ、改正案「第33条の10第1項各号」とし、条項番号を整理するものです。

それでは、次ページの資料8-5を御覧ください。

第4条、陸別町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の改正についてですが、第13条、先ほども御説明いたしましたが、下線部、現行は、「第33条の10各号」のところ、改正案「第33条の10第1項各号」とし、条項番号を整理するものです。

第22条、下線部、先ほどと同じく、国家戦略区域法に基づく規定を一般制度化された地域限定保育士に改めるものです。

議案30ページにお戻りください。

条例本文につきましては、新旧対照表で説明いたしましたので、朗読等は割愛させていただきます。

附則を読み上げます。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第70号の説明とさせていただきます。

以降、御質問によってお答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 今の議案、29ページ、説明資料8、陸別町家庭的保育事業等の条例の改正について3点ほど伺いたいと思います。

まず1点でありますけれども、児童福祉法の一部改正に、地域限定保育士が出てきます。説明も受けました。当町において、現在、全員が保育士なのか、それともまた、地域限定保育士がおられるのか伺いたいと思います。

それともう一つ、今年の3月の定例会において、3月時点で家庭的保育事業者がおられなかつたと聞きましたけれども、現在、事業者はおられるのか。

それからもう一つ、家庭的保育事業は、保育士または地域限定保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有し、町長が認める者となりますけれども、利用希望者が非常に多くなってきたと。増えてきた場合に、町として、保育ママ制度だと思うのですが、あっせんはしない方向となっておりますけれども、今後も保育士資格を持っている方に家庭的保育事業を依頼することはあるのか。また、考えているのか。その3点を伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 前田保健福祉センター主幹。

○保健福祉センター主幹（前田智美君） ただいまの質問にお答えいたします。

地域限定保育士なのですけれども、現在のところ対象となる地域限定保育士はいらっしゃいません。

それと2点目の質問なのですけれども、家庭的保育事業者がいなかつたのかということですが、この件についても、現在、対象となる家庭的保育事業者はいません。

それと3点目なのですけれども、家庭的保育事業につきまして、今後もしニーズがあつた場合ということなのですけれども、今後、それらのニーズを勘案いたしまして、検討したいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第70号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第71号陸別町新農業人育成に関する条例の一部を  
改正する条例

---

○議長（久保広幸君） 日程第10 議案第71号陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第71号陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例についてですが、新農業人の経営開始に必要な施設取得、整備等に係る経費の増加に対応するために、農業経営開始奨励金を増額することに伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） それでは、陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

新農業人の経営開始に必要な施設取得、整備等に要する負担が物価高騰や建築資材の高騰などにより大きくなっていることから、その負担を軽減するため、農業経営開始奨励金を増額したく、別表1の一部を改正するものでございます。

資料ナンバー9に新旧対照表を記載しておりますので、御覧いただきたいと思います。

この別表1の2項目めの農業経営開始資金について、従来の600万円を1,000万円に改正するものでございます。

それでは、議案書31ページを御参照ください。

改正内容につきまして、資料で説明させていただきましたとおりでございますので、附則を読み上げます。

附則、1、この条例は、公布の日から施行する。

附則、2、経過措置といたしまして、この条例による改正後の陸別町農業人育成に関する条例の規定は、この条例の公布の日以降に交付申請のあった補助金等について適用し、同日前に交付申請のあった補助金等については、なお従前の例による。

以上でございます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） それでは、農業経営開始奨励金がこのたび600万円から1,000万円に増額するということで、議員協議会でも説明を受けましたが、再度確認のために質問させていただきます。

新規就農に1,000万円というのは、ほかの産業の補助金と比べても破格な金額だと思いますが、酪農業ゆえに初期投資も多額となるので、国の交付金と合わせても大きな借入れが必要になるかと推測いたします。それでも陸別町で就農を決めてくれることは有り難いことだと思っています。

それで、この1,000万円の増額に至る経緯についてですが、ほかの町の例を見ると、開始奨励金の金額を抑えて、経営安定支援として月額で2年から3年と長期にわたり支援している町も多く見られますが、本町はどのような検討をして、この一括を選んだのかについてお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、この条例の歴史につきましては、平成12年からスタートしておりまして、当初より経営補助金というか奨励金の種別といたしましては、研修中の奨励金で、指導者に対する奨励金及び経営開始時の奨励金、併せて、経営開始後につきましても本条例においての支援といたしまして、土地の賃借料だとか借入時の利息の分、固定資産税分の支援等、額として幾らと明言できる補助ではないのですけれども、少なからず支援を続けているのが現状でございます。

なぜ1回で、現在だと600万円、改正後については1,000万円の助成が必要かといいますと、その時点で支援しなければ、結局同額借入れが必要になってくるもので、経営計画上、初期投資の段階で補助することが将来的に効果的な支援になるということで、農協と農業者とか、いろいろな御意見をいただいて、現在の制度設計になっているところでございます。

もちろん開始後につきましても、本条例の支援ではないのですけれども、国の支援を活用いたしまして、現在も既に実施しておりますけれども、年間150万円の支援というの

も併せて継続的に行っておりますので、国の事業、町のオリジナルな事業を併せて、効果的な支援を実施しているということでございます。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 今、経営開始後に国から年間150万円の支援もあるということでしたけれども、世帯収入が600万円以下と限られていると思うのですけれども、大体それは該当すると思ってよろしいのでしょうか。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） 国の所得制限につきましては、結果的にこれまで上限を超えたケースもございます。ただしそれは、上限が超えて補助金がもらえなかつたから経営が苦しくなるというのではなくて、実際に計画的にというか、経営が早期に安定できたということなので、600万円の所得制限を超えないようとするという考え方もないですし、長期的に経営が安定するように農協とも町とも、そういう指導をしながら、一緒になって経営の安定に向けて取り組んでいくということになっております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番谷議員、登壇願います。

○6番（谷 郁司君）〔登壇〕 今回の議案第71号について、私は賛成の立場で討論を行いたいと思います。

この議案は、600万円から1,000万円に、奨励金として出すとなっておりますけれども、一昨日、いわゆる10月に、農業センサスが11月28日に公表された。これは全国的ですけれども、それを見てみると、20年に遡って2005年には224万人の農業者がいたのですけれども、20年後に、いわゆる2025年ですけれども、102万人になってしまったと。実に半分以下です。こういう中で農業者が減っていくということは、今後、日本の食料の生産が非常に危ぶまれるといった観点から、農業者を今後維持したり、増やしていくかなければならないということを私は考えましたので、今回の議案につ

いては、今現在、新規就農者8名、今回の対象者を入れると9名になると理解しております。

これは、陸別にとっては、20年前72戸いた酪農家、酪農に限ってですけれども、72戸いたと。現在、令和7年には35戸になっているという形態の中で、実に半分の方々が酪農家をやめていると。

こういうことでは、私は、令和の米騒動と言われておりますけれども、もちろん米の値段も上がっていますけれども、実際上、米はないです。前農林水産大臣は隠しているのではないかというような変な言い方をしていましたけれども、今さら米を作れと言っても農業基盤がきちっとしていなければ米は維持できません。

そういう面でいくと、この陸別の実態を見ていくと、全国的に1万人いた酪農家が今4,000人しかいません。そういうことからいくと、今後、米と同じように牛乳が必要の供給に間に合わないといった面で、今度は牛乳騒動がになるのではないかと私はそう思っていますので、今回このような形で1人でも、対象者は2人いるということなのですけれども、そういう中で、酪農の生産基盤を確立していく上では、私は奨励金のアップは非常に大事なことだと思って賛成します。

農業の実態について、センサスによると、今現在67.6歳の就業年齢らしいです。当町においても一時期いました、年齢は、20年前は56.6歳です。現在は57.9歳ということは58歳です。そういう面で確実に年齢は上がっておりまます。そういう中で、今後の陸別町の酪農の形を考えると、離農が非常に多くなると生産基盤が危ぶまれると。そういう意味で、今後の酪農界を背負う人たちを進めていくことが大事ではないかと私は思います。

全国的に見ますと、食料の自給率は38%、40%を切っているという中において、今後は、農業者を減らすということにはならないような気がします。そういう意味で、今言った年齢の問題とか、あるいは就農者の人数が減っている。そういう意味で、こういう形で取り組まれたことは非常にうれしいことだと私は思っています。

そういう意味で、各議員におかれましては、この議案に全員の賛成をお願いします。今後、農業者に対して、新規だけではなくて後継者も含め、町の財政が許す限り御支援のほどお願い申し上げ、議案第71号の賛成討論といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（久保広幸君） ほかに討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで、討論を終わります。

これから、議案第71号陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第11 議案第72号令和7年度陸別町一般会計補正予算（第4号）

◎日程第12 議案第73号令和7年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）

◎日程第13 議案第74号令和7年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

◎日程第14 議案第75号令和7年度陸別町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

◎日程第15 議案第76号令和7年度陸別町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

---

○議長（久保広幸君） 日程第11 議案第72号令和7年度陸別町一般会計補正予算（第4号）から日程第15 議案第76号令和7年度陸別町公共下水道事業会計補正予算（第2号）まで、5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第72号令和7年度陸別町一般会計補正予算（第4号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,107万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億2,745万4,000円とするものであります。

続きまして、議案第73号令和7年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ332万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,249万2,000円とするものであります。

続きまして、議案第74号令和7年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,864万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第75号令和7年度陸別町簡易水道事業会計補正予算（第2号）ですが、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を簡易水道事業費用に17万7,000円を追加し、支出額の合計を1億5,042万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第76号令和7年度陸別町公共下水道事業会計補正予算（第2号）ですが、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を下水道事業費用に34万1,000円を追加し、支出額の合計を1億3,733万9,000円とし、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を資本的支出に34万1,000円を追加し、支出額の合計を6,362万6,000円とするものであります。

以上、議案第72号から議案第76号まで、5件を一括提案いたします。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第72号から議案第76号まで説明させていただきます。

初めに、各会計、各科目に係る共通事項を説明いたします。

今回の補正予算のうち、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人事費につきましては、人事院勧告に伴う給与改定、人事異動、育児休業取得などに係るものが補正理由となります。これらについては、まとめて給与改定等と簡略に説明させていただきたいと思います。

それでは、72号の説明から始めたいと思います。

議案書1ページをお開きください。

議案第72号令和7年度陸別町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

歳出から説明いたしますので、11ページ、事項別明細書をお開きください。

歳出。

1款議会費1項1目議会費2節給料22万5,000円から4節共済費7万円までは、いずれも給与改定等によるものでございます。

続きまして、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費2節給料、マイナス400万2,000円から13ページの4節共済費、マイナス149万3,000円までは、いずれも給与改定等によるものでございます。

続いて、18節負担金補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会550万円、

こちらはシステムの標準化、共通化に要するシステム改修費でありまして、全額国庫補助の対象となっております。

2目文書広報費1節報酬、会計年度任用職員報酬、マイナス27万1,000円。こちらと14ページの11節役務費、通信運搬費46万6,000円、この二つにつきましては、いずれも町内回覧の宅配方法の変更に伴うものでございます。従前は、配布の作業員を直接雇用しておりましたが、人員不足により宅配方法を変更したための補正となります。

5目財産管理費24節積立金785万1,000円、各基金への積立金でございまして、それぞれの内訳を説明いたします。

ふるさと整備基金積立金83万1,000円。ふるさと納税38件、63万1,000円、指定寄附金2件、10万円、企業版ふるさと納税1件、10万円、いきいき産業支援基金積立金11万8,000円、こちらは、ふるさと納税8件分です。ふるさと銀河線跡地活用等振興基金積立金23万5,000円、ふるさと納税18件分です。町有林整備基金積立金522万円、ふるさと納税11件、14万2,000円、それと分収林の、歳入で説明いたしますが、販売収益507万8,000円が入っております。地域福祉基金積立金17万円、ふるさと納税14件。給食センター管理運営基金積立金36万5,000円、ふるさと納税21件。スポーツ振興基金積立金4万1,000円、ふるさと納税4件。地球温暖化対策基金積立金87万1,000円、ふるさと納税が66件、82万1,000円と指定寄附が1件、5万円。

次に、7目企画費18節負担金補助及び交付金、サマーインりくべつ開催事業、マイナス54万6,000円。開催中止となつたため減額となります。

12目銀河の森管理費2節給料27万4,000円から4節共済費3万円までは、いずれも給与改定等によるものでございます。

15ページ、12節委託料、施設設備保守管理、マイナス17万5,000円。銀河の森専用水道の設備整備委託業務の確定による減でございます。

2項徴税費1目税務総務費2節給料37万円から4節共済費16万2,000円までは、いずれも給与改定等によるものでございます。

続いて、16ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費2節給料33万7,000円から4節共済費9万2,000円、いずれも給与改定によるものです。

18節負担金補助及び交付金、北海道自治体システム協議会49万8,000円、税制改正に伴うシステム改修等の費用でございまして、全額補助対象となっております。

続きまして、4項選挙費1目選挙管理委員会費2節給料14万7,000円から4節共済費1万9,000円までは、いずれも給与改定等によります。

18ページ、5項統計調査費1目指定統計調査費1節報酬、マイナス46万6,000円、国勢調査に係る事務作業員の報酬で、確定見込みによる補正となります。3節職員手当等10万2,000円、国勢調査の事務作業員に係る期末手当であり、実績見込みによ

るものでございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費2節給料、マイナス141万1,000円から4節共済費、マイナス44万7,000円まで、いずれも給与改定等によります。

18節負担金補助及び交付金、社会福祉協議会補助金95万1,000円、訪問介護事業38万4,000円、いずれも給与改定等による補正で、社協に対する補助金となります。

27節繰出金、介護保険事業勘定特別会計繰出金23万5,000円、事務費分でございまして、特別会計の歳入歳出の差引き分がここで計上されております。

19ページ、2目老人福祉費3節職員手当等11万8,000円から共済費1万2,000円までは、給与改定等によるものでございます。

7節報償費、敬老祝い金5万円、100歳の長寿の方の基準日の算定に誤りがございまして、追加するものでございます。現在まだ支給しておりません。これにより、令和7年の実績でございますが、喜寿が45人、米寿が12人、長寿、100歳の方でございますが、1名の計58名となります。

10節需用費、消耗品費7万4,000円、公用車のブレーキ関係の不具合があり、緊急で修繕する必要がございました。既定予算の修繕費では不足が生じたため、同じ節内の消耗品費を使用し、緊急対応したものでございます。したがいまして、消耗品の不足分が発生したものを補正することでございます。光熱水費84万4,000円、福寿荘に係る電気料であり、使用が増えたことにより、実績見込みにより補正するものでございます。

13節使用料及び賃借料、著作権使用料、マイナス10万円、敬老会に係る著作権使用料でございますが、実績により減となります。老人緊急通報システム借上料12万9,000円、当初26件計上済みでございましたが、見込みで29件となるため補正します。

20ページ、2項児童福祉費1目児童福祉総務費19節扶助費、出産・子育て応援事業25万円、当初14件から、見込みで19件となるため補正します。こちらも全額国庫補助となります。

2目児童福祉施設費2節給料、マイナス271万5,000円、4節共済費、マイナス61万6,000円、いずれも給与改定等によります。

22ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費2節給料281万4,000円から4節共済費65万1,000円、いずれも給与改定等によるものでございます。

2目保健衛生施設費11節役務費、通信運搬費3万1,000円、保健センターの事務所の電話料でございまして、実績見込みによるものでございます。

12節委託料、施設設備改修161万5,000円、診療所、保健センターの共通の給湯機器に伴うものでございます。加圧ポンプ及び真空式温水器の修繕でございます。いずれも老朽化により機器の不調がございまして、早急に対応する必要があるため補正します。なお、現在稼働しております。

3目予防費22節償還金利子及び割引料1万2,000円、令和6年度の母子保健衛生

事業の精算による返還金でございます。

4目環境衛生費12節委託料、施設設備改修462万円、火葬炉の誘引排風機という機械でございますが、そこの故障の不調による交換でございます。現在、16年経過しており、機器の不調により交換いたします。なお、現在は応急処理にて稼働しております。

5目診療所費27節繰出金、診療所会計への繰出金、マイナス1,935万1,000円、財政対策分でございまして、減額することとなります。

2項清掃費2目塵芥処理費10節需用費、消耗品費21万3,000円、ストックヤードの管理用重機のタイヤ代でございます。12節委託料、塵芥収集業務等委託、マイナス151万6,000円、確定見込みによる減です。

18節負担金補助及び交付金145万8,000円。内訳でございますが、十勝圏複合事務組合負担金27万1,000円、現在、帶広で建設中の新中間処理施設に係る、契約済みでございますが、価格上昇によるインフレスライド分で契約額が増額となったものです。一般廃棄物処理負担金118万7,000円、足寄の銀河クリーンセンターの費用でございまして、井戸ポンプの更新等によるものでございます。

3項水道費1目専用水道費11節役務費、通信運搬費11万8,000円、小利別専用水道の電話料であります、実績見込みによります。

12節委託料、施設設備保守管理、マイナス25万9,000円、小利別専用水道に係る機械設備の分解整備委託等の業務に係る、確定による減でございます。

24ページ、5款労働費1項労働諸費2目雇用対策費12節委託料、緊急雇用対策事業458万3,000円、対象者及び作業時間数の増により不足額を補正します。28人で3,800時間を見込んでおります。

25ページ、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費2節給料13万6,000円から4節共済費6万5,000円、いずれも給与改定等によるものでございます。

2目農業総務費2節給料、マイナス199万3,000円から4節共済費、マイナス61万3,000円、いずれも給与改定等によるものでございます。

6目営農用水管理費11節役務費、通信運搬費2万4,000円、営農用水に係る電話料で、実績見込みによる増でございます。

14節工事請負費、配水管新設、マイナス386万1,000円、第2上陸別地区の配水管新設工事の確定による減でございます。道道津別陸別線の改良工事の遅れによる事業の変更となっております。

18節負担金補助及び交付金、北海道土地改良事業団体連合会、マイナス11万1,000円、特別付加金でございまして、第2上陸別工事の変更に伴うものでございます。道営土地改良事業地元負担金、マイナス4,019万4,000円、先ほど説明しましたが、第2上陸別地区の道営扱い手畠地帯総合整備事業分でございまして、当初は、令和7年完成を予定しておりましたが、当該工事箇所が道道津別陸別線の改良工事区間と重複しており、道道津別陸別線の改良工事が遅れたため、水管布設ができない区間が生じたことに

より、工事不可能な該当箇所の工事分を減額するものでございます。

27ページ、8目農畜産物加工研修センター管理費2節給料12万7,000円から4節共済費、マイナス2万2,000円までは、いずれも給与改定等によるものでございます。

2項林業費2目狩猟費7節報償費、有害駆除奨励金150万円、エゾシカ有害駆除に係るものでございまして、当初は1,400頭分計上してございましたが、1,600頭分を見込むため、200頭分を予算計上いたします。

3目林道新設改良費14節工事請負費、林道維持管理工事、マイナス25万3,000円、林道弥生勲称別線側溝整備事業の確定による減でございます。

28ページ、7款商工費1項商工費1目商工総務費2節給料35万円から4節共済費1万4,000円までは、いずれも給与改定等によるものでございます。

2目商工振興費18節負担金補助及び交付金、小規模企業等振興事業231万2,000円、実績見込みによる補正となります。33件を見込みでおります。

29ページ、8款土木費1項土木管理費1目土木総務費2節給料88万4,000円から4節共済費24万4,000円まで、いずれも給与改定等によります。

2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費26節公課費、自動車重量税2万7,000円、除雪ダンプ1台分でございまして、令和7年4月1日より、道路運行車両法の施行規則が改正され、車検可能期間の変更がございました。それにより、13年経過の車両の適用日が変更となりまして、不足額が生じ、補正するものでございます。

2目道路維持費14節工事請負費、マイナス128万7,000円、内訳でございますが、町道法面補修工事がマイナス48万4,000円、町道7路線分の確定による減です。排水整備工事、マイナス80万3,000円、町道小利別11号支線外4路線の確定分です。

4目道路新設改良費14節工事請負費、道路改良工事、マイナス210万5,000円、町道トマム川沿線道路整備事業の確定分です。歩道改良工事、マイナス29万2,000円、町道東1条仲通り道路整備事業の確定分でございます。

30ページ、10款教育費1項教育総務費2目事務局費2節給料88万4,000円から4節共済費36万3,000円までは、いずれも給与改定等によります。

32ページ、3項中学校費1目学校管理費12節委託料、実施設計470万7,000円、令和8年に実施予定の中学校校舎のLED改修工事に伴うもので、実施設計をするものでございます。14節工事請負費、建物等改修工事、マイナス27万1,000円、中学校屋上外補修工事分で、確定による減でございます。

5項保健体育費3目学校給食費2節給料24万8,000円から4節共済費8万1,000円までは、いずれも給与改定等によります。

34ページから38ページにかけましては、給与費明細書でございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

続いて、歳入に移ります。

7ページを御覧いただきたいと思います。

10款地方交付税1項1目1節地方交付税、普通地方交付税、マイナス2,666万2,000円、歳入歳出の財源調整として計上しております。これにより、令和7年の普通交付税の確定額20億8,752万9,000円でございますので、留保分が7,943万1,000円となります。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金1節総務管理費補助金814万2,000円、社会保障・税番号制度の導入事業補助金264万2,000円、当初予算で歳出のみ計上してございました。戸籍システムの改修事業等でございまして、今回、国庫補助金が交付決定になったことにより、歳入を計上するものでございます。次、デジタル基盤改革支援補助金550万円、標準化、共通化に伴うシステム改修分で、補助率10分の10でございます。

2目民生費補助金2節児童福祉費補助金48万4,000円、まず、出産・子育て応援事業交付金、マイナス46万6,000円。次の妊婦のための支援給付交付金95万円、19件分でございます。最初で説明いたしました出産・子育て応援事業交付金が、もともとありました事業でございまして、3分の2の補助率で国が補助してございましたが、今回、国で全額補助すると。新しく妊婦のための支援給付交付金という制度をつくって、この財源を全額歳出に充てることになりましたので、当初計上しておりました出産・子育て応援事業交付金をマイナス46万円を全部落とさせていただきます。なお、次に説明いたします道費でも、同じように道費負担分を全額落とすものでございます。

続きまして、3項委託金1目総務費委託金1節総務管理費委託金、拠出年金事務委託金49万7,000円、税制改正に伴うシステム改修分でございます。

15款道支出金2項道補助金2目民生費補助金2節児童福祉費補助金、出産・子育て応援事業交付金、マイナス11万6,000円、先ほど言いました補助金が全額負担になることにより、道費分がなくなります。したがって、全額落とします。

3項委託金1目総務費委託金4節統計調査費委託金、マイナス26万8,000円、国勢調査に伴うもので、実績見込みによる補正となります。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金、総額277万3,000円の計上でございます。1節総務費寄附金120万8,000円から9ページの5節衛生費寄附金87万1,000円までは、ふるさと納税分、その他指定寄附金でございまして、内訳については、歳出の説明と重複しますので省略させていただきます。全額、各基金への積立てとなります。

20款諸収入4項3目8節雑入、立木等売扱分収益507万8,000円、資料ナンバー10を御覧いただきたいと思いますが、鹿山地区及び上陸別地区の分収林の販売収益であります、樹種はアカエゾ外一部天然林が入ります。間伐と支障木の伐採、樹齢39年から約40年。販売額の全額を町有林整備基金に積立てします。

続きまして、21款町債1項町債3目衛生債2節清掃債、中間処理施設整備事業、マイナス80万円、事業確定による減でございますが、帶広の現在建設中の新中間処理施設分の精算による今年度分の確定分です。

4目農林水産業債1節農業債、第2上陸別地区畠地帯総合整備事業、マイナス4,020万円で、第2上陸別地区配水管整備事業、マイナス380万円、いずれも歳出で説明いたしましたが、道営の道路の改良事業の遅れで、当該箇所の事業実施が不可能になったことにより、事業費と見合う歳入も、起債額も補正するものでございます。2節林業債、林道側溝整備事業、マイナス20万円、確定による減です。

6目土木債1節道路橋りょう債、マイナス390万円、内訳でございますが、町道トマム川沿線道路整備事業、マイナス230万円、町道東1条仲通り整備事業、マイナス30万円、町道法面補修事業、マイナス50万円、町道側溝整備事業、マイナス80万円、いずれも確定による減でございます。

2節河川債、普通河川冠水対策事業1,390万円、当初、単独費で計上してございましたが、緊急自然災害防止対策事業債が適用となったため、歳入を見込むものでございます。

歳入、10ページに戻っていただきたいと思います。

歳入の8目教育債2節学校教育施設整備債400万円、歳出で説明しました中学校の改修事業で、令和8年度に実施するLED改修工事分に伴う実施設計を令和7年度で実施するため、その部分が起債の適用になったものでございます。

以上で歳入を終わりまして、続きまして、5ページを御覧ください。

第2表、地方債の補正。変更であります。各個別の事業につきましては説明を省略いたしますが、まず5ページの一般単独事業、緊急自然災害防止対策事業でございますが、確定による限度額の変更でございます。

まず、一番下の段を見ていただきたいと思いますが、普通河川冠水対策事業については、先ほど説明しました新規で計上でありますので、一般単独事業の合計が9,410万円、一番上を見ていただきたいと思いますが、から1億650万円となり、1,240万円の増となります。

6ページ、過疎対策事業でございますが、確定による限度額の変更でございます。一番下、中学校改修事業400万円と載っておりますが、先ほど説明させていただきましたLED改修工事に伴う実施設計分の計上で、新規でございます。過疎対策事業債の一番上の段、合計が3億2,210万円から2億7,870万円となり、4,340万円の減となります。

以上で、議案第72号の説明を終了し、続いて、議案第73号を説明したいと思います。

議案書1ページを御覧いただきたいと思います。

令和7年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に

定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1歳 入歳出予算補正」による。

5ページ、歳出をお開きください。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費2節給料54万8,000円から4節共済費16万7,000円までは、いずれも給与改定等によるものでございます。

11節役務費、通信運搬費16万1,000円、所内の電話料でございまして、実績見込みによる増となります。

12節委託料167万5,000円、まず、医療機器保守管理8万8,000円、健診システム、既存のものがございますが、こちらの改修費用でありまして、令和8年から健診項目が増えるため、7年度中に準備を整えるものでございます。設備改修46万3,000円、電話転送システムの改修でございます。現状でございますが、看護師が現在、正職7名、看護師不足の補充としまして、派遣2名で、会計年度任用職員2名、合計11名でやっております。看護師を少ない人数で稼働させる必要があるため、電話の転送システムをこのたび改修しまして、少ない人数で効率的に運営できるように、効率化を目指すもので、電話転送するものでございます。町民に対する受診の状況等は全く変更はございません。看護業務112万4,000円、派遣看護師の単価上昇分がございまして、現在フルタイムで2名の勤務、この部分の単価上昇でございます。

7ページから10ページにかけて、給与費明細書をつけてございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

続いて、4ページ、4款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金、財政対策分、マイナス1,935万1,000円、歳入歳出の調整分として繰入金の減額となります。

5款繰越金1項1目繰越金1節前年度繰越金2,267万2,000円、これにより繰越金の全額を予算計上済みでございます。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第74号を説明したいと思います。

議案書1ページをお開きください。

令和7年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出、5ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費18節負担金補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会46万8,000円でございますが、介護報酬の改定に伴うシステム改修費となります。

続いて、4ページ、歳入を御覧いただきたいと思います。

3款道支出金2項道補助金2目1節介護保険事業費補助金、介護システム改修事業補助金23万3,000円、補助率2分の1で、先ほどの歳出の分が補助となります。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金2節事務費繰入金23万5,000円、こちらは補助されなかった分の歳入の財源調整をする分で、一般会計より繰り入れしていただきます。

以上で、議案第74号の説明を終了しまして、続いて、議案第75号を説明いたします。

まず、1ページを御覧ください。

議案第75号令和7年度陸別町簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、令和7年度陸別町簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的支出の補正。

第2条、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款簡易水道事業費用第1項営業費用、補正額17万7,000円。補正後の額1億4,534万4,000円とし、補正後の1款の支出合計額を1億5,042万7,000円とする。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第3条、予算第8条に定めた経費の予定額を次のとおり補正する。

（1）職員給与費、補正額17万7,000円。補正後の額990万6,000円とする。

補正予算明細書で説明いたしますので、6ページを御覧ください。

1款簡易水道事業費用1項営業費用3目総係費、給料13万1,000円から法定福利費、マイナス10万8,000円までは、いずれも給与改定等によるものでございます。

2ページから5ページ、補正予算の実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表が附属資料でつけてございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で、議案第75号の説明を終了して、続いて、議案第76号を説明いたします。

1ページを御覧ください。

議案第76号令和7年度陸別町公共下水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、令和7年度陸別町公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的支出の補正。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。  
支出。

第1款下水道事業費用第1項営業費用、補正額34万1,000円。補正後の額1億3,300万2,000円とし、補正後の1款支出合計額を1億3,733万9,000円とする。

資本的収入及び支出の補正。

第3条、予算第4条本文括弧中、「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,959万8,000円は、企業債150万円、過年度損益勘定留保資金1,809万8,000円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,978万9,000円は、企業債150万円、過年度損益勘定留保資金1,113万8,000円、当年度損益勘定留保資金715万1,000円で補填するものとする。」に改め、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款資本的収入第1項企業債、補正額マイナス20万円、補正後の額160万円。

第2項他会計補助金、補正額マイナス180万円、補正後の額3,991万2,000円。

第4項国庫補助金、補正額215万円、補正後の額215万円。

補正後の1款収入合計4,383万7,000円。

支出でございます。

第1款資本的支出第1項建設改良費、補正額34万1,000円、補正後の額1,046万1,000円。

補正後の1款支出合計6,362万6,000円。

企業債。

第4条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

下水道事業債90万円から80万円。過疎対策事業債90万円から80万円。企業債合計が330万円から310万円となります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第5条、予算第8条に定めた経費の予定額を次のとおり補正する。

(1)職員給与費、補正額34万1,000円、補正後の額593万3,000円。

それでは、補正予算の明細書で説明しますので、8ページを御覧ください。

8 ページでございます。

収益的収入及び支出、収入の欄です。

1 款下水道事業収益 2 項営業外収益 1 目他会計補助金 1 8 0 万円、その次に説明しますが、財政調整のため、国庫補助金の減額分を増額します。国庫補助金の減額分を 1 8 0 万円、一般会計から増額しますということで、一般会計からの繰入れで増額します。これは、後ほどありますが、同額を資本的収入から減額しております。後ほどその説明もいたします。

4 項国庫補助金、マイナス 1 8 0 万円、マンホールポンプ電気設備の実施設計分でございます。補助金収入の、実は当初予算から計上の誤りがございまして、本来、予算の第 4 条の資本的収入で計上すべきでございましたが、第 3 条の収益的収入に誤って計上していましたため、更正するものでございます。誠に申し訳ございませんでした。4 項の補助金額をこのように更正するため、減額したため、不足分を 1 項の他会計補助金で調整することとなります。

9 ページ、支出でございますが、1 款下水道事業費用 1 項営業費用 4 目総係費 3 4 万 1,000 円、給料 1 4 万円から法定福利費 1 万 9,000 円までは、いずれも給与改定等によるものでございます。

資本的収入及び支出。

収入。

1 款資本的収入 1 項企業債 1 目建設改良企業債、マイナス 2 0 万円、事業確定による減額です。

2 項の他会計補助金 1 目他会計補助金、マイナス 1 8 0 万円、先ほど説明しました第 4 条の予算内の財源調整でございまして、3 条予算で、先ほど説明しましたとおり、同じ額を増額しております。こちらを減らした分を増額しております。

4 項 1 目国庫補助金 2 1 5 万円、3 条予算からの振り替え分、科目誤りでございましたものが 1 8 0 万円ございます。それと実施設計分で 3 5 万円、この部分が補助対象で、2 1 5 万円となります。

支出でございますが、1 款資本的支出 1 項 1 目建設改良費、委託料 3 4 万 1,000 円、増額分でございますが、実勢価格の調査設計分で 1 0 0 万 1,000 円、減額分では、電気設備の更新設計で、マイナス 6 6 万円、差引きで 3 4 万 1,000 円となります。

3 ページから 7 ページまでは、補正予算の実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表となりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で、議案第 7 2 号から議案第 7 6 号の説明を終わります。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、議案第 7 2 号令和 7 年度陸別町一般会計補正予算（第

4号)。

第1条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、11ページからを参照してください。

1款議会費、11ページから、2款総務費、18ページ上段まで。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、3款民生費、18ページ中段から、4款衛生費、24ページ中段まで。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、5款労働費、24ページ下段から、10款教育費、33ページまで。

質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番(工藤哲男君) 議案の24ページと議案の28ページの質問をいたしたいと思います。

まず、24ページ、5款1項2目12節、緊急雇用対策事業の458万3,000円の関係について伺いたいと思います。

先ほど副町長から、この事業につきましては、28名、3,800時間というようなことを聞いておりますけれども、これに参加した企業は何社ぐらいあるのかということと。この事業の作業内容について、主にどのような作業なのか、その内容によって委託料、作業量が変わらぬのか伺いたいと思います。

それから、28ページの7款1項1目18節負担金補助及び交付金の小規模企業等振興事業231万2,000円について伺いたいと思います。これについては2項目伺いたいと思います。

小規模企業等振興事業につきましては、毎年の利用が可能であります。そこで、対象区分が5区分あります。まず、機械・装置等、広告宣伝費、展示会等出展費、商品等開発費、店舗等改修費があります。大体で結構でございますので、今年度のこの5項目の区分の割合はどうなっているのか伺いたいと思います。

それからもう一つ、申告の段階で見積もりの提出ですとか、決定後の提出の実績報告がありますけれども、これについての添付書類、例えば写真だとか領収書、これはどのようなものが必要なのか伺いたいと思います。

○議長(久保広幸君) 菅原産業振興課長。

○産業振興課長(菅原靖志君) それではまず、緊急雇用対策事業に係る御質問に回答させていただきます。

まず、事業に参加している事業者数ですが、見込みも含めて5社見込んでおります。作

業内容につきましては、主に町道の支障木伐採、公共施設の修繕等をお願いしているところでございます。

内容によって事業量が変わってくるのかという御質問なのですけれども、内容によって事業量が変わるというよりも、事業者の希望によって、必要な事業をお願いするということで、こんな言い方は適正かどうか分からぬのですけれども、支障木伐採については、結構玉を持っていると言ったらあれなのですけれども、事業を十分確保できる量があるということで、希望に沿って事業を発注しているところでございます。

続きまして、小規模企業等振興事業に係る質問でございますが、まず、見込み数で35件ということですけれども、現在、町で実際に受け付けしている分については31件となっておりまして、内容といたしましては、重複する項目もあるのですけれども、機械装備で23件、広告宣伝で3件、店舗改修で9件ということで、割合でいいますと、機械装備65%、広告宣伝費で9%、店舗改修で26%程度の利用率となっておりまして、その他の区分については、実績は、今年については今のところありません。

実績報告に係る添付資料といたしましては、実績の写真、改修であれば改修内容の分かる写真、備品等であれば、商品。あと、保証書だとか商品番号とかが分かるような書類を頂いております。併せて、請求書並びに支払いが分かる書類等も添付していただいているところでございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） まず、一つ目の緊急雇用対策事業でありますけれども、この事業は、先ほど聞きましたけれども、町道の修繕がほとんどであるということでありますけれども、これは、他の町内の事業者が、雇用が必要になった場合、一時的な雇用として予約するということは可能なのかということを伺いたいと思います。

それから、二つ目の小規模企業等振興事業でありますけれども、これは、私も調べてみました。令和3年から調べたのですけれども、令和3年が30件、4年が34件、5年は23件、6年は35件と、利用件数というのは、いずれにしても30件を超えております。今後、補助の条件を改正して、上限50万円アップする考えはあるのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） 事業の予約ということでございますけれども、まず、対象事業者というのが、林業関係の業種と建設業者を対象に事業を募集しております。毎年春の段階で事業希望を取っておりまして、現時点で申込みのある事業者が5事業者となっております。

事業者の中でも対象となる労働者というのが季節労働者に限定しておりますので、季節労働者の雇用期間の中で安定して事業がある事業者につきましては、この事業の申し込みはありません。春に申込みいただいて、まだ実際に申込みされていない会社であっても、

隨時申込みを受け付けておりますので、希望があれば対応できるのかという御質問に対し  
ては、できますという回答になるかと思います。

緊急雇用については、以上でございます。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 50万円の限度額、議員のところにどういう御意見が来て、上げ  
ないのかというお話になっているのかよく分かりませんが、様々なことに対処していきた  
いと思っています。ただ、今の現時点でのそれを上げてということは僕のところには届い  
ていないので、誤解されたらあれなのですけれども、上げるとか上げないとかということ  
ではなくて、今、物価高騰だとかいろいろな場面に来ているので、様々な御意見を聞きな  
がら進んでいきたいという気持ちはあります。

ただ、今のところ、今月も商工会と懇談というか、要望の関係もしていきますし、やは  
りそこら辺で意見等々のものが出てくるようであれば、検討はしていかなければいけない  
のかと思っていますが、今の現時点での三十数件来て、有効に使っていただいていると  
思っておりますので、今のところは上げるという考えはありません。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、歳出全般について行います。ただし、款を区切っての質疑  
は終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、7ページから10ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条、地方債の補正について質疑を行います。5ページから6ページを参照し  
てください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、最後に、歳入歳出全般について質疑を行いま  
す。ただし、歳入歳出双方に関連あるものに限定します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第72号令和7年度陸別町一般会計補正予算（第4号）を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩	午後	1時22分
再開	午後	1時23分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第73号令和7年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから6ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） それでは、議案書6ページの1款1項1目12節委託料の設備改修の46万3,000円の件で伺いたいと思います。

先ほど副町長から電話転送システムであると。それは、看護師不足のためという説明でありますけれども、これはどういう流れになるのか、どこに転送し、どういう流れになるのかというのが、一つ質問したいと思います。

それから、このシステムに関して、メリットというか、看護師不足を解消するためのものなのか、ほかに何かメリットがあるのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 向井診療所主幹。

○国保閑寛斎診療所主幹（向井 啓君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、電話転送システムでございますが、現在、診療所に時間外の電話が入ってきたときに、常駐している夜警が電話を受けまして、所内にいる看護師につなぐという対応をしております。これを変更後、夜警が電話を取るということは変わらないのですが、この電話を医師が持つ携帯電話へ転送して、医師が電話をかけてきた患者と直接お話をして、そこで効率化を図ろうとするところが目的でございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 今まで警備員が看護師に伝えたということを、警備員から医師

のほうに直接行くということでよろしいでしょうか。

そうなると、この四十数万円というのは、医師の電話代ということであるのか、それを伺いたいと思います。

このシステムについては、土曜日、日曜日も同じように対応するのか、お聞きしたいと思います。

○議長（久保広幸君） 向井国保診療所主幹。

○国保関寛斎診療所主幹（向井 啓君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、今回の改修費用でございますが、夜警が診療所宛ての電話を受けて、そこから医師の携帯電話に転送いたします。今まで内線を用いておりましたが、今後、携帯電話に転送する、そこの改修費用ということで計上しているところであります。

それから、土日の対応ですが、土日、祝日につきましては、常勤医が対応する場合と、臨時医師が対応する場合もございます。こちらについては、現在まだ所内で協議中であります。

一連の電話の改修につきましては、先ほど副町長からも説明があったのですけれども、町民には特に影響はないと考えてございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第73号令和7年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第74号令和7年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。  
これから、討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。  
これから、議案第74号令和7年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。  
これから、議案第75号令和7年度陸別町簡易水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。  
第1条、総則から、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正まで、全般について行います。

補正予算明細書は、6ページを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、最後に、議案第75号全般について質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。  
これから、討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。  
これから、議案第75号令和7年度陸別町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。  
これから、議案第76号令和7年度陸別町公共下水道事業会計補正予算（第2号）の質

疑を行います。

第1条、総則から、第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正まで、全般について行います。

補正予算明細書は、8ページから10ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、最後に、議案第76号全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第76号令和7年度陸別町公共下水事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎散会宣告

---

○議長（久保広幸君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時31分

以上、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長

議員

議員